

日本遺産を核とした旅行商品造成業務実施要領

令和 7年 6月 1日

日本遺産 南国宮崎の古墳景観活用協議会

1 委託業務の概要

(1) 業務名

日本遺産を核とした旅行商品造成業務

(2) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

(3) 業務内容

別紙 日本遺産を核とした旅行商品造成業務委託仕様書のとおり

(4) 委託場所

西都市、宮崎市、新富町、高鍋町

(5) 委託期間

契約締結の日から令和 8年 2月28日まで

(6) 担当部局

日本遺産 南国宮崎の古墳景観活用協議会（西都市役所商工観光課観光戦略係）

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地

電話：0983-43-3421 FAX：0983-43-2067 E-mail：nihonisan@city.saito.lg.jp

(7) 業務規模

本業務の業務規模（予算額）は、1,600,000円以内である。（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該委託業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲で別途算定する。

※業務の変更又は追加があった場合においても原則対応するものとし、この場合において委託料の変更は行わないものとする。業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、委託者と受注者で協議の上、誠実に解決に努めるものとする。

2 参加資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び民間企業等で同様の業務の企画・運営に関する支援業務の実績があること。
- (2) 事業の企画提案、実施・運営等、全般の総合的運営が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 本年5月30日時点で、宮崎県内に本店・支店または営業所等を有すること。
- (5) 参加表明の時点から契約締結の間において、指名停止の措置を西都市、宮崎市、新富町、高鍋町から受けている者でないこと。または、指名停止の措置を受けることが明らかでないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続きの開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをした者でないこと。ただし、更生計画又は再生計画の認可を受けた場合を除く。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）に規定する暴力団等でないこと。
- (8) 市税、町税等を滞納していないこと。

3 実施スケジュール

実 施 内 容	実施期間(令和7年度)
プロポーザル参加者の募集	6月2日(月)～6月16日(月) 午後5時まで
質問の受付期間	6月2日(月)～6月6日(金) 午後5時まで
質問回答期限	6月11日(水)予定
選定及び非選定結果通知	6月18日(水)予定
企画提案書の受付期間	6月19日(木)～6月23日(月) 午後5時まで
ヒアリング	6月27日(金)予定 ※提案書の優劣の判断が困難な場合のみ実施します。
審査結果の通知	6月30日(月)予定
契約締結	7月上旬

4 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 参加表明書の提出

提出書類	様 式 等	提出部数等
参加表明書	様式1「参加表明書」(A4・1枚)	クリップ留 1部
	様式2「会社の概要」(A4・1枚)	
	様式3「業務における組織体制」(A4・1枚)	
	様式4「主な担当者の経歴」(A4・複数枚数可)	
	様式5「令和2年度以降の業務実績」(A4・1枚)	
	【その他添付書類】 ①法人又は商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ②商号登記していない個人にあつては、身分証明書 ③財務諸表(法人のみ) ④法人にあつては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあつては所得税並びに地方消費税の記載のある納税証明書	各1部

- ① 期間 令和7年6月2日(月)～令和7年6月16日(月) ※土・日を除く
 ② 時間 午前9時から午後5時まで
 ③ 場所 日本遺産 南国宮崎の古墳景観活用協議会(西都市役所商工観光課)
 〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地
 ④ 方法 持参又は郵送(提出期限必着)

(2) 企画提案書の提出

提出書類	様 式 等	提出部数等
企画提案書	様式6「業務工程表」(A4・1枚)	クリップ留 1部
	様式7「業務費概算」(A4・1枚)	
	様式8「業務内容に対する企画提案」(A4・複数枚数可)	
	(日本遺産旅行商品開発計画の策定)	
	① 旅行商品開発計画の策定に関する調査方法や内容について記載すること ② 地域活性化計画及び第2世代交付金で設定したKPIを達成するための提案内容を記載すること ③ 日本遺産の魅力を向上させ地域価値を高めるための取り組みについて提案すること ④ その他特筆すべき事項があれば記載すること (旅行商品開発支援業務)	

	① 商品開発への専門的助言や技術的支援などを行うサポート体制について記載すること	
	② その他特筆すべき事項があれば記載すること	

- ① 期間 令和7年6月19日（木）～令和7年6月23日（月）※土・日・祝を除く
- ② 時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 場所 日本遺産 南国宮崎の古墳景観活用協議会（西都市役所商工観光課）
〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地
- ④ 方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- ⑤ 特記事項 追加資料等の提出を求めることがある。

(3) ヒアリング（プレゼンテーション）の実施

ヒアリングは実施しない。提案書の優劣の判断が困難な場合のみ実施させていただきます。6月27日（金）を予定。

(4) 参加辞退

参加表明書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式10号）を日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会あてに、持参又は郵送すること。

5 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

本プロポーザル実施要領の内容に疑義のある場合は、次のとおり質問書を提出することができる。

(1) 質問の受付

質問書（様式9）に質問事項を明記の上、1の(6)の担当部局あてにメールにて提出する。受付期間：令和7年6月2日（月）～令和7年6月6日（金）

(2) 質問の回答

質問があった場合、令和7年6月11日（水）までに返信メールにて回答する。

6 参加表明書、企画提案書の評価及び審査の実施方針

(1) 選定委員会

参加表明書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書の選定等は、「日本遺産を核とした旅行商品造成業務委託プロポーザル契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

(2) 審査及び評価の流れ

①選定及び特定方法

本業務の遂行に最も適した企画提案書の特定は、3段階審査によるプロポーザル方

式により行う。1 次審査では、参加者から提出された参加表明書により参加資格要件の確認審査を行う。参加資格要件を満たした参加者に対し企画提案書の提出を召請し、2 次審査を書類審査により行う。書類審査により提案書の優劣の決定が困難な場合のみ最終審査の競技者を 2 社に絞り、ヒアリング（プレゼンテーション）により本業務に最も適した企画提案者 1 社を特定する。

②企画提案書の提出者の選定通知

企画提案書の提出者の選定及び非選定については、1 次審査により参加条件を満たした参加表明書提出者全員に書面により通知する。

③ヒアリング（プレゼンテーション）の実施

企画提案書受付終了後、提案内容による 2 次審査を行い、審査結果において優劣の決定が困難な場合のみ、評価の高かった者 2 社を選定し、最終審査のヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。ヒアリングを実施する場合は、6 月 27 日（金）を予定している。実施内容については、別途通知するものとする。

④最終審査の結果の通知

最終審査において、最も優れた企画提案書として特定された企画提案書の提出者に対し、「特定通知書」によりその旨を通知するものとする。最も優れた企画提案書として特定されなかった企画提案書の提出者に対しては、「非特定通知書」により、特定しなかった理由を付してその旨を通知する。

(3) 結果の公表

選定の結果は、本プロポーザル手続きの完了後に日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会ホームページ上（<https://miyazaki-kofun.jp/>）で公表するものとする。

(4) 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、次表に掲げるとおりとする。

評価対象	評価点
企画提案書	1 1 0
ヒアリング	5 0
合計	1 1 0（1 6 0）

※ 審査の中で最高得点を取得したものが、2 者以上となる場合は、その者のうちで見積金額の最も低い候補者を最優秀者として特定する。

7 非選定及び非特定理由の説明に関する事項

(1) 非選定理由に関する事項

- ① 企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由について書面をもって通知する。
- ② 非選定結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 非特定理由に関する事項

非特定通知を受けた者は、通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日以内(休日を含まない。)に、書面により日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会会長に非特定理由についての説明を求めることができる。

8 業務委託契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会は、選定委員会が選定した最優秀者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合は、次点者を見積書徴取の相手先として再特定するものとする。

- ①特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかになったとき。
- ②最優秀者が、西都市、宮崎市、新富町から業務委託に係る指名停止を受けることになったとき
- ③最優秀者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ④最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会の定める本業務委託に係る予算の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

- ①本業務委託の仕様については、最優秀者の企画提案書等に記載された内容を尊重し、日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会において定める。
- ②本業務委託契約の仕様決定にあたり、契約締結候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ③業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則としてできないものとする。
- ④企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により委託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 契約内容等

本業務の委託契約は日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会が定めた「委託契約書」によるものとする。

9 その他

(1) 本件に係る費用負担

このプロポーザルに参加する経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 書類提出にあたっての留意事項

- ①提出書類その他の提出物について、持参以外の方法による場合の不到達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、主催者はこの責めを負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用や、ファックスや電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じられたい。
- ②提出された参加表明書あるいは企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出することとする。
- ③提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の訂正及び改変はできないものとする。
- ④理由を問わず、参加表明書及び企画提案書の提出期限の延長は行わない。

(3) 無効となる参加表明書あるいは企画提案書

提出された参加表明書あるいは企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ①提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
- ②作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの

(4) 措置事項

参加表明書及び企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(5) 企画提案書等の取扱

- ①提出されたすべての書類は、当該プロポーザル以外の目的には使用しない。
- ②提出された書類等は返却しない。
- ③企画提案書を選定された者は、企画競争の実施により、最適な者として特定しただけであり、それをもって直ちに契約関係が生じるものではない。

(6) 追加資料

配置予定担当者の所有資格や業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。